

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## GX志向型住宅

政府は住宅の省エネ化支援のためZEH水準を大きく上回る「GX（グリーントランスフォーメーション）志向型住宅」を対象に新たな補助制度を創設し、早期普及を図る。

## ◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

12/ 2(月) 赤口 9月決算法人の確定申告ほか、臨時国会代表質問  
3(火) 先勝  
4(水) 友引  
5(木) 先負  
6(金) 仏滅  
7(土) 大安 大雪、柔道・グラウンドスラム東京  
8(日) 赤口

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
11/25(月)	38,780 ▲496	154.53 ▲0.19
26(火)	38,442 ▼338	154.03 ▲0.50
27(水)	38,135 ▼307	151.94 ▲2.09
28(木)	38,349 ▲214	151.75 ▲0.19
29(金)	38,208 ▼141	149.98 ▲1.77

## 見直す方針の在職老齢年金制度等

厚労省では、社会保険に係る「106万円の壁」の見直し以外にも在職老齢年金制度や厚生年金の標準報酬月額なども見直す方向で検討しています。

## ◆ 在職老齢年金制度は撤廃や基準引上げを検討

在職老齢年金制度は、厚生年金の適用事業所で就労しながら老齢厚生年金を受給している方の賃金と年金額の合計（月額）が支給停止の基準額（令和6年度は50万円）を超える場合に、超える額の1/2が年金額から支給停止となる制度です（対象となる年金は老齢厚生年金であり、老齢基礎年金は支給停止の対象外）。

厚労省は高齢者の就業を抑制しないなどの観点から、制度撤廃又は基準額引上げ（62万円・71万円）を行う方向で検討しています。

なお、本制度は賃金以外の収入（事業所得や不動産所得など）がある場合でも支給停止額の計算には含みません。また、本制度による支給停止相当分は年金の繰下げ受給による増額の対象になりません。

## ◆ 厚生年金の標準報酬月額上限引上げを検討

社会保険（厚生年金・健康保険）の保険料は、被保険者の賃金を区分した標準報酬月額に各保険料率を乗じて算出しますが、現在、厚生年金の標準報酬月額は第1級（8万8千円）から第32級（65万円）までの32等級、健康保険は第1級（5万8千円）から第50級（139万円）までの50等級に区分されています。

厚生年金は健康保険と比べて上限が低く設定されており、上限等級（65万円）に多くの方が該当している状態が継続していることから、改定ルールを見直して上限を引上げることを検討しています。

■この記事の詳細は、情報BOX201546

## 所得税調査で9964億円の申告漏れを把握

国税庁によると、令和5事務年度（令和5年7月～6年6月）に実施された所得税の調査等は、実地調査が4万8千件、文書や電話、来署依頼による簡易な接触が55万8千件であり、そのうち実地調査で4万件、簡易な接触で27万1千件に申告漏れ等の非違がありました。

また、実地調査により把握された申告漏れ所得金額は5516億円（1件あたり1160万円）で追徴税額は1066億円（同224万円）、簡易な接触による申告漏れ所得金額は4448億円（同80万円）で追徴税額は332億円（同6万円）となり、申告漏れ所得金額の総額と追徴税額の総額は過去最高となっています。

## ★★★ 12月のチェックポイント ★★★

※年末調整に必要な各種申告書や証明書類を受理し確認します。所得控除を受けるには払込証明書類などの添付が必要なので提出を促します。  
※年末・年始の資金繰りを再確認。売掛金の回収と同時に必要なら金融機関と早めに折衝します。  
※業務が集中する時期なので、適切な労務管理を行い健康管理と労災防止に努めます。  
※従来の健康保険証は新規発行されなくなり、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行します（従来の保険証も最大1年間は使用可能）。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 見直しが検討されている在職老齢年金制度と厚生年金の標準報酬月額上限

厚生労働省の社会保障審議会（年金部会）では今後の年金制度改正に向けて、被用者保険の適用拡大及び第3号被保険者を念頭に置いた「年収の壁」への対応をはじめ、在職老齢年金制度や厚生年金保険における標準報酬月額の上限などを見直す方向で検討しています。

### ◆在職老齢年金制度について

在職老齢年金制度は、厚生年金の適用事業所で就労し、一定以上の賃金を得ている60歳以上の老齢厚生年金受給者を対象として、賃金と年金額の合計額が支給停止の基準額（支給停止調整額）を超える場合に年金額の一部または全部の支給を停止する仕組みです。

具体的には、受給している老齢厚生年金の「基本月額※」と「賃金（総報酬月額相当額※）」の合計額が支給停止調整額（令和6年度は50万円※）を超える場合に、その超える金額の1/2が支給停止額（月額）となります（支給停止額が年金額を上回る場合は全額支給停止）。

なお、在職老齢年金制度による支給停止は老齢厚生年金に対して行われるものであり、老齢基礎年金は支給停止の対象外のため全額支給となります。

	支給停止額（月額）
基本月額と総報酬月額相当額の合計額が支給停止調整額以下の場合	0円（全額支給）
基本月額と総報酬月額相当額の合計額が支給停止調整額を超える場合	$(\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - \text{支給停止調整額}) \times 1/2$

※基本月額は、老齢厚生年金（報酬比例部分）の年額を12で割った額で、老齢厚生年金に加給年金額が加算されている場合は、加給年金額を除きます。

※総報酬月額相当額は、毎月の賃金（標準報酬月額）と1年間の賞与（標準賞与額）を12で割った額の合計額です。

※支給停止調整額は名目賃金の変動に応じて改定され、令和6年度は50万円です。

### ◎留意点

- ・在職老齢年金制度による支給停止の対象は、厚生年金の適用事業所で働く被保険者及び70歳以上の者の賃金であり、賃金以外の収入は対象になりません。
- ・65歳以降も厚生年金の適用事業所で就労し、老齢厚生年金が支給停止される者について、在職支給停止相当分は年金の繰下げ受給による増額の対象となりません。

### ◎在職老齢年金制度の見直しの方向性

在職老齢年金制度が高齢者の就業意欲を削ぎ、さらなる労働参加を妨げている例も存在していることを踏まえ、高齢者の活躍を後押しし、できるだけ就業を抑制しない、働き方に中立的な仕組みとする観点から、制度撤廃や支給停止調整額の引上げ（62万円又は71万円）による見直し案が提示されています。

### ◆厚生年金の標準報酬月額について

社会保険（厚生年金保険・健康保険）における毎月の保険料は、一定の範囲で区分した被保険者の標準報酬月額にそれぞれの保険料率を乗じて計算します。

現行、厚生年金保険の標準報酬月額は全32等級に区分されており、下限は8.8万円、上限は65万円となっています。また、健康保険の標準報酬月額は全50等級であり、下限は5.8万円、上限は139万円となっており、厚生年金の標準報酬月額の上限は健康保険と比べて低く設定されています。

なお、厚生年金保険の標準報酬月額については、各年度末時点において、全被保険者の平均標準報酬月額の2倍に相当する額が標準報酬月額の上限を上回り、その状態が継続すると認められる場合は政令で上限の上に等級を追加できる「2倍ルール」を法定化しています。

### ◎厚生年金の標準報酬月額の上限見直しの方向性

現行の2倍ルールによる上限引上げを経ても上限等級に多くの者が該当している状態が継続しており、負担能力に応じた負担を求めるとともに将来の給付も増やすことが出来るようにする観点から、健康保険の改定ルールを参考に上限等級に該当する者が占める割合に着目して等級を追加するルールに見直し、上限を①75万円（上限該当者4%相当）、②79万円（上限該当者3.5%相当）、③83万円（上限該当者3%相当）、④98万円（上限該当者2%相当）のいずれかに引上げる案が提示されています。